

支 払 基 金
令和 2 年 6 月 25 日

医薬品マスターの改定について

今般、製薬会社において製造中止又は販売名変更を行った商品名医薬品について、当該医薬品コードに使用期限を「令和 2 年 9 月 30 日」と設定し、医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

当該医薬品コードの保険請求に当たっては、令和 2 年 10 月診療（調剤）分以降の電子レセプトに使用できませんが、当該商品名医薬品は、薬価基準の収載品目が経過措置の対象とはなっていないことから、対応する薬価基準収載品目の医薬品コードを使用することにより保険請求が可能となっております。

なお、保険医療機関及び保険薬局のレセコンにおいて、当該医薬品コードを使用している場合は、対応する薬価基準収載の医薬品コード又は販売名変更後の医薬品コードへ変更していただきますようお願いいたします。

記

使用期限を設定した商品名医薬品及び当該医薬品に対応する薬価基準収載品目一覧（変更区分「5」：126 コード）（別表）